

令和5年 第14回

教育委員会臨時会会議録

令和5年6月2日（金）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2613号
令和5年第14回臨時会

日 時 令和5年6月2日（金） 午後1時30分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	寺 原 真希子
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	長谷川 浩 義
	学校教育部長	吉 野 達 雄
	教育長室長	佐 藤 博 史
	生涯学習スポーツ振興課長	竹 村 多賀子
	学 務 課 長	鈴 木 健
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教育総務係長	本 城 典 子
	教育総務係	久保田 ゆ り

「議題等」

日程第1 審議事項

1 議案第40号 港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について

日程第2 協議事項

1 区立小・中学校の給食費について（非公開）

「開会」

○教育長 それでは、時間になりましたので、ただいまから令和5年第14回港区教育委員会臨時会を開会したいと思います。

(午後1時30分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、田谷委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○田谷委員 了解いたしました。よろしくお願いいたします。

「本日の運営」

○教育長 まず、本日の運営について、お諮りいたします。日程第2、協議事項第1「区立小・中学校の給食費について」でございます。この案件につきましては、港区教育委員会会議規則第13条第2項の規定に基づきまして、非公開といたします。ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、協議事項第1については、港区教育委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、非公開といたします。

日程第1 審議事項

1 港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について

○教育長 日程第1、審議事項に入ります。はじめに、審議事項第1、議案第40号「港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付議案資料ナンバー1を用いてご説明いたします。まず、本日の説明につきましては、主に資料1-2の新旧対照表と資料1-3の概要説明を用いてご説明いたします。

まず、PDF資料の13分の8ページ、資料1-3をご覧ください。本件は、学校施設開放事業において、開放時間、開放方法等の見直しに伴う使用料の改定とともに、公の秩序等を害するような使用等を防ぐ、「使用の不承認」の規定を新たに追加するため、港区立学校施設等使用条例の一部を改正することについて、お諮りするものでございます。

項番1「改正理由」です。本年3月13日の教育委員会定例会におきまして、学校開放事業における運用の見直しをご報告いたしました。その見直しに伴い、使用料の改定とともに、「使用の不承認」の規定を新たに追加するものでございます。

項番2「改正内容」でございます。まず(1)別表第3条関係に規定されている使用料の改定について、ご説明いたします。新たに柔剣道場及びテニスコートを施設区分に含めるとともに、開放時間の見直しにより、使用料を改定いたします。算出方法につきましては、PDF資料の13分の

10ページ、資料1-3「別紙」を用いてご説明いたします。

項番1、現行は午後と夜間の使用料におきまして、使用料に差を設けておりますが、他のスポーツ施設では、終日、どの時間帯でも同一金額としていることから、今回の改定におきまして、「3時間枠」の使用料は、終日、同一金額といたします。これまでの「3時間枠」の午前の使用料と同額となります。

続きまして、項番2、「2時間枠」の使用料の算出につきましては、3時間枠の使用料を基に、1時間当たりの金額を算出し、それに時間数を乗じた額といたします。

項番3、半面使用にかかる使用料につきましては、スポーツセンターにおける「半面使用」の場合と同様の考え方を用いて、該当使用料の2分の1といたします。

項番4、テニスコートにつきましては、これまで校庭の一部として扱ってございましたが、広さも異なり、受益者負担の考え方からも応分の負担であるべきと考え、今回新たに使用料を算定いたしました。区立運動場のテニスコートの平均平米単価に学校施設として開放可能なテニスコート一面の平均面積と時間を乗じた上で、区立運動場と比較して、シャワーや更衣室などの設備が充実していないことから、算出した額の2分の1の金額を使用料として設定いたします。

次ページ、PDFファイル13分の11ページをご覧ください。柔剣道場につきましては、講堂・体育館と同様の使用実態であることから、講堂・体育館と同じ使用料といたします。

13分の8ページにお戻りください。資料1-3でございます。ただいま説明した使用料につきましては、別表に規定いたします。次に、この表の下、米印の部分をご説明いたします。一つ目の米印は、休日と平日を説明しております。二つ目の米印につきましては、中学校は部活動があるため、平日の午後5時から7時の夜間Ⅱにつきましては、小学校のみが該当することを説明しております。

次のページ、PDFファイル13分の9ページをご覧ください。校庭とテニスコートの使用に際しまして、照明設備を使用する場合は、条例で定める使用料のほかに、設備使用料が発生いたします。

(2) 半面使用の場合の使用料の設定です。こちらは、先程別紙を用いて説明した使用料の算出方法のとおりです。なお、半面使用が可能な体育館につきましては、条例施行規則に規定いたします。施行規則の改正につきましては、条例の一部改正が議決された後、教育委員会にお諮りいたします。

(3) 使用の不承認については、使用料の見直しに合わせて、使用の申込みがあったときの不承認の事由を明記するために、新たに追加するものでございます。

PDFファイル13分の5ページ、資料1-2の新旧対照表をご覧ください。上段が改正案、下が現行でございます。改正案の第2条の2をご覧ください。新たに使用の不承認の規定を追加いたします。別表につきまして、ご説明いたします。

次のページ、PDFファイル13分の6ページをご覧ください。講堂・体育館という区分に柔剣道場を追加いたします。また、校庭の項の次にテニスコートの区分を設けます。更に、これまで午

前、午後、夜間としていた区分を休日と平日に分け、それぞれの時間枠として改正いたします。

次ページ、PDF 13分の7ページ備考をご覧ください。第1項におきましては、休日と平日を規定しております。第4項につきましては、半面使用の場合の料金を規定しております。第5項としまして、夜間Ⅱが小学校のみであることを規定しております。

付則でございます。改正した条例は、12月1日施行といたします。それ以前につきましては、現行の使用料と時間枠になります。

13分の9ページの資料1-3、2ページ目にお戻りください。項番4、今後のスケジュールでございます。本日ご承認いただけましたら、本改正案を港区議会令和5年第2回定例会に上程いたします。議決されましたら、7月の教育委員会に、条例改正に基づく関係規則の一部改正案としてお諮りいたします。関係する規則をご承認いただけました後は、順次各学校へ説明し、その後、使用団体への説明を経て、広く区民の皆さんに周知してまいります。10月からは改正した時間枠と使用料による12月分の予約受付を開始いたします。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますよう、お願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第40号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第40号につきましては、原案どおり可決することに決定をいたしました。

日程第2 協議事項

1 区立小・中学校の給食費について（非公開）

○教育長 それでは、日程第2、協議事項に入ります。これより非公開の協議に入ります。

(非公開審議)

○教育長 本日、予定をしている案件は、全て終了いたしました。委員または説明委員の皆さんからその他何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○教育長室長 恐れ入ります。今、天気予報等で近づいてきている台風について、ご報告と教育委員会の体制について共有させていただきたいと思っております。

今、6月2日から3日、今日から明日にかけて最接近する台風第2号ですけれども、現在、区では区民の生命と財産を守ることを最優先に業務に当たってくださいということで、通達が出ております。現在、水防体制として、情報連絡体制という形を取っておりますけれども、本日の午後1時に水防本部第1次非常配備体制という段階に引き上げております。

これはどういうことかということ、こういった気象情報の警報が発せられる恐れがあるということ

で、その場合、直ちに対応ができる体制というものでございます。現段階のレベルはこのような状況となっております。

なお本日の午後5時には、自主避難施設の開設を予定しておりまして、港区内5つの各地区に1箇所ずつが、開設の予定です。また、これから被害が確認されたり、被害の想定があつて、高齢者等の避難、警戒レベルの3になりますけれども、そうなった場合には、自主避難施設から避難所の設置ということで、災害対策基本法に位置づけられている避難所に格上げするという事で備えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

教育委員会としては、各学校宛てに、昨日の夜の段階でこの報道を基に、子どもの安全を優先して適切に対応していただくようということで、各学校に通知を出しております。同様のものを、区立学校に出しているものを私立学校の方にも参考として、通知をしているところでございます。

あわせまして、運動会の時間について添付させていただきましたけれども、具体的に運動会の変更がこちらでお知らせできそうですので、篠崎課長の方から説明をしてもらひます。

篠崎さん、お願ひします。

○教育指導担当課長 それでは、明日の6月3日の運動会は、全部で7校やる予定でした。御成門小、芝小、三田小、高輪台小、それから白金の丘中は、もう現時点で日曜日に延期することになってございます。高陵中は、部活動の大会の参加等が日曜日に控えていましたので、火曜日に延期ということになってございます。もう1校の港南中学校が、校庭の関係とかでやれるのではないかとこのところ、午後4時に判断ということになってございます。

以上です。

○教育長室長 台風に伴う情報の共有は、以上となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育長 ほかはいかががでしょうか。よろしいですか。

「閉会」

○教育長 では、急遽臨時会を開かせていただきまして、ありがとうございました。これをもちまして閉会といたします。次回は、定例会を12日月曜日午前10時から、こちらは参集で予定をしておりますので、お願ひいたします。

皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 田谷 克裕